

2 調査結果の分析

問1・問2 回答者の年代別・性別

回答者の内、男性が59.4%が男性で、40.6%が女性であった。年代別では、60歳以上の高齢者層が、62.3%を占めていた。なお、児童福祉法の対象となる20歳以下の者は10.4%となっており、特に10歳未満の障害児は7件（6.6%）と一般的な障害児の出現率よりも高かった。

問3 回答者の居住地区

回答者の居住地域は、東日本（静岡県・長野県・新潟県以東）居住者が59人、西日本（愛知県・岐阜県・富山県以西）居住者が47人で、わずかではあるが東日本在住者の比重が大きかった。なお、回答者数では宮城県12人、東京都11人、北海道9人が上位であるが、配布数に対する比率では宮城県、秋田県、栃木県、新潟県、京都府が上位に位置する。なお、回答者の居住地域と年代別をクロスすると、都市部には障害児や若年障害者が一定数おるが、地方部に行くにつれ年代が高齢化する傾向にある。

問4 住まいの種類

「自分の持ち家」に居住する回答者が42.5%で、これに「家族の持ち家」24.5%を加えると、67.0%が持ち家に居住していることとなるが、東京都・神奈川県・京都市・大阪府などの都市部では持ち家率は低くなり、特に東京都では、持ち家率は0%で、回答者11人は、「民間賃貸住宅」3人、「公営住宅」8人となっていた。なお、グループホーム・ケアホーム等の福祉的居住を利用する者も4人（3.8%）がいた。

問5 一緒に暮らしている家族

同所者として「配偶者」をあげる回答者が42.4%、「子ども」が29.4%と上位を占めたが、「親」をあげた回答者は18.9%、「兄弟姉妹」をあげた回答者は9.4%と一般世帯の同居状況とは異なる様相が見られた。なお、「一人暮らし」と答えた回答者は22.0%とこれも一般世帯よりも高い比率であった。

問6 今後の暮らし方

回答者の71%が「現在と同じように暮らしたい」としているが、これは回答者の約3

分の2が高齢者層であることが反映していると考えられるが、若年層（10歳未満・10歳代・20歳代・30歳代）でも同様の傾向にあった。「芸罪は一緒に暮らしていない家族と暮らしたい」「グループホーム等で暮らしたい」「施設に入りたい」という希望は30歳代・40歳代に見られた。、

問7 支障が生じはじめた年代

支障が生じはじめた年代は「10歳未満」が17.9%と最も高く、次いで「60歳代」「70歳代」となり、これに「80歳代」「90歳以上」を加えた高齢期に支障が生じる比率は36.8%に達している。この「支障が生じはじめた年齢」と「現在の年齢」をクロスさせると正の相関関係が明確に浮かんできた。

なお、最も多い回答は「不明」で22.6%を占めていた。

問8・問9 支障の度合いの変化と支障の発生状況

支障の度合いについて「ほぼ毎日」という回答者が53.8%、「特に支障はなかった」が22.6パーセントで、両極に分かれていた。支障の度合いの変化については、「支障が大きくなっている」が42.5%、「よくなったり悪くなったりしている」が14.2%となっており、生活上の支障が拡大している、あるいは不安定な状況にある回答者が過半数となっている。

問10 支障の状態

家庭生活を想定した日常生活動作・関連動作では、身辺動作については「一人でできる」が半数を占めたが、「日常の買い物をする」「洗濯をする」「食事の支度や後片付けをする」といった動作が大きいは「一人でできる」が約3分の1程度となり介助を必要とすること回答者が少くない。また「自分の意思を伝える」「相手の意思を理解する」というコミュニケーションの支障については、約3分の1の回答者が何かしらの支障を訴えていた。「医療的ケア」については回答者の35.8パーセントが、経管栄養、たんの吸引、導尿などの医療的ケアを必要としていた。

問11 障害を持った原因

障害原因としては「病気」が60.4%で、これに「加齢」14.2%、「事故・けが」

13. 2 %となっており、この3原因で87. 8 %に達している。

問12 知的障害の判定・診断

回答者の2. 8 %が知的障害と判定・診断を受けたと回答している。

問13 発達障害の診断

回答者の8. 5 %が発達障害と診断されていると回答しているが、知的障害者の場合は、療育手帳交付等で知的障害についての説明があり理解されての回答と思われるが、発達障害については、その理解が不十分なために回答した者がいることが考えられる。

問14 高次脳機能障害の診断

回答者の4. 7 %が高次脳機能障害と診断されていると回答しているが、脳出血や脳梗塞等の脳血管障害や認知症と混同して回答している者がいることが考えられる。

問15 おおむね6ヶ月以内に身体的・精神的に具合のわるいところはあったか

回答者の約半分となる49. 0 %が「おおむね6ヶ月以内に具合の悪いところがあった」と回答しており、保健衛生の管理の必要性が伺える。なお、その原因となった病気の種類は「糖尿病」「眼の病気」「高血圧症」「脳卒中」「関節症」といった高齢期に生じやすい疾患が上位にある。なお、「気分障害」「睡眠障害」もこれらに次ぐ上位グループを構成している。

問16 障害者手帳の所持

障害者手帳を所持している回答者は63. 2 %であった。所持する障害者手帳の種別は身体障害者手帳77. 6 %、療育手帳11. 9 %、精神障害者保健福祉手帳11. 9 %であった。(同一者が複数の手帳を所持しているため合計は100 %とならない。)

なお、障害者手帳を所持しない回答者に「所持しない理由」を聞いたところ、未所持者の42. 9パーセントが「障害の種類や程度が手帳に合致しない」と回答しており、こうした部分が「制度の谷間」と考えられる。

所持する手帳による障害程度は、身体障害者では重度(1～3級)が88. 5 %、療育手帳では最重度が62. 5 %、精神障害者保健福祉手帳では最重度(1級)が12. 5 %

であった。

問17 医療機関にかかる頻度

「1週間に1～3回」「2週間に1回程度」「1ヶ月に1回程度」が上位で、この3つの合計で54.7%なり、回答者の多くが医療機関に受診しており、「医療機関にかかっていない」は7.5%であった。

問18 公費負担医療制度の利用

回答者の49.0%が何等かの公費負担医療制度を利用していた。この内、もっとも利用されていたのが「地方自治体による障害者医療費助成制度」で、公費負担医療制度利用者の42.3%が利用していた。

問19 障害者自立支援法による福祉サービス利用

障害者自立支援法による福祉サービスを利用している回答者は19.8%であったが、一方で「利用したいが、利用できない」という回答者も5.7%いた。

問20 介護保険法によるサービス利用

介護保険法によるサービスを利用している回答者は23.6%で、障害者自立支援法による福祉サービス利用者を上回ったが、これは65歳以上の回答者が多いことの影響と考えられる。

問21 自宅における日常生活上の支援の状況

回答者の約3割が、福祉サービス・家族等から日常生活上の支援を受けていたが、その支援状況は家族では「毎日」が、福祉サービスでは「1週間に1～2日程度」が最も回答数が多くかった。福祉サービス利用者の利用状況については、「1週間に5時間以内」という短時間利用者と「1週間に21時間以上」の長時間利用者の両極に分立していた。

問22 自宅における日常生活上の支援の福祉サービスへの希望

福祉サービスの希望については、福祉サービスを希望する31人の内、約半数の16人が「1週間に5時間以内」という短時間利用を希望しているが、「支援の頻度」が「毎日」

という回答者では、長時間利用者が相対的に増加している。

問23・問24 現在の日中の過ごし方と今後の希望

「家庭内で過ごしている」という回答者が52.8%に達しており、このため、今後の希望としても「現在と同じように過ごしたい」という希望が回答者の66.0%となった。

これは、回答者に高齢者層が多く含まれているための影響と考えられるが、こうした「家庭」を除く日中を過ごす場としては様々なものに分布しており、障害者が様々な部面で活動していることがわかる。

問25 外出の頻度

社会参加の度合いを探る指標として設問したものであるが、「毎日」「1週間に3~6日程度」という回答者は49.0%で、「外出していない」「1ヶ月に1~2日程度」「2週間に1~2日程度」という外出の機会のない・少ない回答者は21.7パーセントであった。

問26・問27 外出時の支援

外出時の新については、「家族」にお願いしている回答者が38.7%で、「福祉サービス」4.7%、「福祉タクシー」7.5%を大きく上回っている。

また、外出の際の福祉サービスの利用希望については、問25の外出の頻度とは異なった分布となっており、家族による支援があくまでもメインであるという意識が強いと考えられる。

問28 収入の状況

回答者の内、18歳以上の方は95人であり、そのうち「収入あり」と答えた者は66.3%であり、この「収入あり」の月平均の収入額は16.0万円であった。しかし、月収入「10万円未満」が20.0%もおることから、回答者に高齢者が多いため、受給額の比較的高い老齢年金受給者が多いことが考えられる。このことは年金収入を見ると、収入における年金の受給平均金額の高い層（月額「25~30万円未満」「30~35万円未満」）が多いことからもわかる。

問29 住民税・所得税の課税状況、生活保護の受給状況

住民税・所得税の課税・非課税の比率はほぼ拮抗しており、一般よりも非課税世帯が多い。また、生活保護の受給率は4.7%（保護率では47%）で一般世帯に比べ著しく高い。

問30 支出の状況

「支出あり」と答えた者は63.2%であり、この「支出あり」の月平均の支出額は15.2万円であった。支出の内訳としては食費の比率が最も高いが、医療費では月々高額な医療費負担がある者がいることがわかった。

なお、通所サービス利用者で食事提供を受けているのは、45.0%で、その平均的な食費負担月額は1.8万円であった。

問31 困ったときの相談先

相談先としては、「家族」「友人・知人」というインフォーマル・セクターがまず多くの回答であった。フォーマルな相談先としては「医療機関」「行政機関」「サービス事業者・施設」の順であり、地域包括支援センターや障害者相談支援センターなどの「相談支援機関」は行政機関の約3分の1程度であり、こうした専門的な相談窓口の認識度は低い現状であることがわかった。

3 試行調査の結果による検証

(1) 試行調査による調査票の検証

調査期間に調査事務局に来た質問は（電話のみ・メール及びファックスはなし）8件であったが、いづれも「該当者なしの場合の対応」での質問であり、調査票の記入に関する質問はなかった。また、回収数における有効回収数は94.6%（一般的には80～90%）と高いことから調査票は妥当なものと考えられる。

また、有効回収の障害別では、身体障害・知的障害・精神障害・発達障害等の法定の障害に加えて、難病等の患者も回答しており、広範な障害者に対応することができた。

なお、有効回収の約4割が、「障害者手帳」を所持していないと回答しており、既存の障害者制度の対象となっていない「谷間の障害者」を把握すると言う点では一定の効果が期待できる。

この他、自由記載欄への回答者による記載が多いことが特徴的であり、一般的な調査に比べ、回答者が積極的に取り組んだものと考えられ、回答者の関心の高さがわかる。

(2) 試行調査の調査方法についての検討経過

調査方法は、当初は、従来の調査との整合性を図るため、従前のことである「訪問調査方式」（任意抽出された地域の全世帯に調査員が訪問し、調査対象者がいると答えた世帯に調査票を配布し、調査対象者が調査票に記入し、郵送で調査事務局に回答する方式）を採用することを想定していたが、総合福祉部会及び調査に関する障害者団体からのヒアリングで、一部の障害者団体から訪問調査方式は障害当事者を精神的に圧迫する、地域での差別を増長するとの理由から強い反対が出されたため、調査研究では訪問調査方式は断念することとした。

このため、訪問調査方式に替わる調査方式として採用したのが「ダイレクトメール方式」である。これは任意抽出した地域の全世帯に、調査票等（調査趣意書、記入の手引きなど）を全戸配布し、配布物を世帯員が見て、調査対象であると思った場合には、調査票に記入して投函し、郵送で回答する方法である。そのメリット・デメリットは次の通りである。

（メリット）

- ・地域の全世帯に配布されるため、障害者が特定されない。
- ・調査への回答は世帯員に任されるので「圧迫感」がない。

- ・調査対象者への「調査協力謝礼」（図書券等）が不要となる。

(デメリット)

- ・（従来の対面方式でなく）一方的に調査票を送りつけるワンウェイ方式であるため、調査回答率が大幅に低下する。（従来のような「調査協力謝礼」の効果もなくなる）
- ・（従来は、成人障害者用と障害児用、点字版など調査対象者の特性に応じた調査票の配布が可能であったが）配布世帯の調査対象者の状況がわからないため、きめ細かな対応が困難となる。
- ・障害程度や制度利用など専門知識を必要とする項目について（従来は訪問時に調査員が回答の援助をしていたが今回はできない）調査回答者の主観に任せられることとなり、正確性が低下する。
- ・（従来は全世帯を訪問し、調査対象者のみに調査票等を配布していたが）地域の全世帯に調査票等を配布するため、これまで調査対象者分（約5%）の調査票等の準備であったものが、全世帯数分の調査票等を準備することとなり、印刷・配布のコストが大幅に増大する。（しかもほとんどの調査票等は世帯に該当者なしとして廃棄されることとなる）

(3) 試行調査による調査方法の検証

有効回収率は調査票配布世帯数に対して1.98%であったが、これを世帯人員（推計）で換算すると0.78%となり、従来の実態調査による在宅障害者の出現率（推計）である5~6%に比しても著しく低い数値となり、「谷間の障害者」を含めれば出現率はより高まると想定されるのとは逆の結果となったことからもわかるとおり、統計調査としての信頼性は従来の調査（従来の実態調査は約70~80%の回収率）に比べ、大きく低下する結果となった。

（注）ダイレクトメール方式のアンケート調査の回収率は一般には30~40%と言われており、ダイレクトメール方式の限界がやはり結果に投影していることがわかる。

平成22年11月の総合福祉部会に試行調査の実施を報告し、その後に大学の研究倫理委員会の審査を受けて調査実施となつたため、調査期間が年末年始になってしまった。

この時期設定については、回答しやすい時期にすることも考えられる。（一部には、年末年始の期間で時間があったのでゆっくりと回答出来たという回答者の意見もあった）

なお、試行調査実施における課題であった調査客体である障害者のプライバシー保護に

については、地域を指定して調査票等を配布業者に委託して、全戸配布したため、地域の世帯の個人情報にはまったく接触せず、回答に際しても個人を特定することもできないのでプライバシー保護では万全であった。

結果としては、調査方法の検討段階で懸念されたデメリットが、そのまま現実となった。メリット（謝礼経費の縮減を除く）については検証出来ないことから、直接効用比較はできないが、ダイレクトメール方式では、本調査の目的である障害者の実態が調査回答に反映されず、障害者の実態把握に必要な回答の確保が困難ということとなることが予想され統計調査としての採用については、現時点は困難と考えざるを得ない。

第5章 調査研究からの提言

本研究を通じて得られた研究成果から、今後実施される本格的な障害者実態調査についての提言は以下の通りある。

(1) 調査票については、研究の目的に対応した調査票として有効なものと考えられる。

ただし、調査方式をダイレクトメール方式としたことで、調査対象者の特性に応じた配布ができないため「障害のある」こどもも大人も同一の調査票にせざるを得なかつたが、当然、子どもについては質問項目が限定されることから、調査負担軽減の観点からも、調査票を児童用と成人用の2系統に区分する必要はあると考えられる。

(2) 障害者手帳の未所持者が約4割という結果であったが、未所持者の障害の内容や程度などを確認し、政策形成に資するデーターとするためには調査回答の正確性を高める必要があり、すべての判断を回答者に委ねるのではなく、客観的な判断が関与する必要がある。

(3) こうしたことからも、ダイレクトメール方式をそのまま採用することは、平成23年度に実施が検討されている本調査においては困難と考えざるを得ない。

とりわけ、本調査は、調査結果を政策に反映させることを想定したものとなるだけに、調査そのものの妥当性を向上させねばならず、そのためには回収率の向上は肝要であるが、仮にダイレクトメール方式の調査規模を拡大して、回収数が増大しても、回収率が向上しなければ調査結果の妥当性は確保されず、これはダイレクトメール方式では改善の余地はなく、ダイレクトメール方式での調査方法からの転換が求められる。

(4) 今回の研究の目的に「谷間の障害者」の把握という課題があるが、ダイレクトメール方式では、自分が「谷間の障害者」に該当するか否かが調査回答者に委ねられこととなるが、「谷間の障害者」のほとんどは自分が障害者あるという認識を持てずにいる現状では、たとえ調査票を改善しても、事態の抜本的打開は困難である。

「谷間の障害者」の把握には、まず対象地域において、調査の対象者であるかどうかの確認を調査員が行い、その上で該当者に調査協力を依頼する手法が現実的である。

- (5) 試行調査実施に際しての障害者団体ヒアリングにおいても、訪問調査方式を支持する団体は少なくなく、いくつかの団体からは、調査員が訪問して説明してくれることで調査の信頼性も高まり、誤解も解消され、回答率が高まることで障害当事者の声を反映できると訪問調査方式を推奨する意見もあった。
- (6) 訪問調査方式は、該当する障害当事者団体の理解と協力を得て、既に身体障害領域では昭和56年から、知的障害領域でも平成2年から導入され、障害者の生活実態やニーズ把握に有効な手法として定着していることから、この訪問調査方式を基本的に踏襲し、その改善を図ることが現実的である。

以上から新たな調査方法としては次のような方法が考えられ、これを検討すると次のとおりとなる。

(前提条件)

- ・障害者実態調査について、マスコミ等を活用し、障害当事者だけでなく国民全体の理解と関心を高める。

(想定方式その1)

- ・訪問調査方式により対象地域における調査対象者の把握を行い、調査対象であると確認された者に調査票等を配布し、本人が記入して投函する。

→（問題点）試行調査に当たっての障害者団体でのヒアリングでは、当事者団体から精神障害のある方については、訪問調査による被調査者の調査負担が課題になるとの指摘があったことから、その対応が必要となる。（なお、今回の試行調査では、精神に障害のある方からの苦情の申し出はなかった。）

(想定方法その2)

- ・第1次スクリーニングとして、地域の全世帯に簡単なアンケートを配布し、回答者は記入して投函し、詳細な調査票に協力すると回答した世帯に訪問し、調査票を配布し、回答者は記入して投函する。

→（問題点）1次スクリーニングで調査対象者が確保出来なければ調査の妥当性は低いままである。

(想定方法その3)

- ・調査項目を簡単にし、地域の全世帯に配布し、回答者は記入して投函する。これと併行して一定比率の調査地区で訪問調査方式で「精密調査」を実施する。

→（問題点）訪問調査方式の調査地区は少なくなるが、精神障害のある方についての訪問調査による被調査者の調査負担という課題が解消される訳ではない。

（想定方法その4）

- ・障害者の出現率や年齢区分等の基礎的統計データは、国勢調査や国民生活基礎調査などの大規模調査に質問項目を設定し、生活実態やニーズ把握については、地域を限定して訪問調査方式で「精密調査」を実施する。

→（問題点）将来的な検討課題としては考えられるが、他の統計調査との調整が必要であり、平成23年度実施の本調査での導入は極めて困難と考えられる。

試行調査の結果と上記の検討から、現段階では（想定方法その1）が妥当であると考えられる。しかし、精神障害のある方についての調査負担についてはその実態が試行調査でも確認できなかつたことから、どのような影響が実際に生じるのか、そしてどのように対応すればよいのか具体的な方策は見出せない現状にある。そのため平成23年度実施の本調査に際しては、すべての障害者を対象とすることが望まれるが、精神障害のある方々から総合福祉部会などで訪問調査をすべきでないという強い意見がだされている現状では、今回は精神に障害のある方を調査対象としないことも現実的な選択として考える必要がある。

なお、精神障害領域は、これまで障害者実態調査が実施されてきた身体障害や知的障害のような調査蓄積がないことから、適切な調査手法が現時点で確立できていないが、ニーズや実態の把握が強く求められているのは精神障害領域についても同様であることは論を待たず、ニーズ把握に関する調査手法の開発等に取り組む必要がある。

今回の試行調査は、谷間の障害者をはじめとしてあらゆる障害に対応することを所与の前提として調査票の作成や調査方法の検討を行ってきたが、試行調査実施に際しての障害者団体ヒアリングでは、障害種別固有のニードや社会背景があるため一律の調査票や調査方法での実施に疑義を唱える声があった。事実、試行調査の調査結果からは（回答数が少ないので十分な分析ができていないことも要素としてはあるが）障害種別固有のニードの把握という点では不十分であった。こうしたことを斟酌すれば、平成23年に実施予定の本調査のみですべてを把握するのではなく、障害種別などによっては、その特性に配慮したニードの把握については、別途、調査・研究事業等により検討する必要がある。

第2部 研究資料

- ・「生活のしづらさなどに関する調査(全国在宅障害自・者等実態調査(試行調査)」
 - 調査票 68
 - 調査票 記入の手引き 93
- ・「生活のしづらさなどに関する調査(全国在宅障害自・者等実態調査(試行調査)への協力のお願い」 123
- ・「生活のしづらさなどに関する調査(全国在宅障害自・者等実態調査(試行調査)」
 - 回答分析結果 124

ちょうさ あら せいど けんとう
 一この調査は、新たな制度を検討するためのものです—
 せいかつ かん ちょうさ
 <生活のしづらさなどに関する調査>

せんこくざいたくしょうがいじ しゃとうじったいちょうさ しこうちゅうさ
 全国在宅障害児・者等実態調査（試行調査）

ちょうさ しょうがい かた せいど しょうがいじ しゃ ふくししさく たいしよう
 この調査は、障害のある方（これまでの制度では障害児・者の福祉施策の対象
 かた ふく たいしよう おこな ちょうさ しょうがいじ しゃ
 とならない方も含みます。）を対象として、行う調査であり、障害児・者の
 福祉施策を改善するための基礎資料を得るために実施されるものです。
 こた ないよう ひみつ ほご ばんぜん き ちょうさ
 お答えいただいた内容については、秘密の保護に万全を期すとともに、調査
 けっか しゅうけいいがい しょう ちょうさ きょうりょく ねが
 結果の集計以外には使用しませんので、調査へのご協力をお願ひします。

【調査の対象となる方】

- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- 上記の手帳は持っていないが、難病、慢性疾患などの長引く病気やけが等により日常生活に支障が生じている方

つき かた てちょう も かた ちょうさ たいしよう
 次のような方は、手帳を持っていない方でも調査の対象となります。

- ・眼鏡等の機器を使用しても、見ることに困難を伴う。
- ・聞くことに困難を伴う。
- ・歩行や階段の上り下りに困難を伴う。
- ・思い出すことや集中することに困難を伴う。
- ・入浴、衣服の着脱のような身の回りのことに困難を伴う。
- ・音声による言葉を使用して、意思の疎通（例えば、理解したり、理解してもらうこと）に困難を伴う。
- ・ものの持ち上げや小さなものをつまむこと、容器の開閉をすること等に困難を伴う。
- ・日常的な脱力感、疲れやすさ、しびれ、痛みが継続する。
- ・金銭管理や日常の意思決定に困難を伴う。
- ・幻覚・妄想、そう・うつ、けいれん、薬物などの依存その他の精神の障害がある。
- ・対人関係やコミュニケーションの困難さ、パターン化した興味や活動、読み書き能力や計算力など特化された困難さ、不注意、多動・衝動的な行動のいずれかがある。
- ・外出、登校、行事など人のいるところへ出かけることに困難がある。
- ・児童（18歳未満）の場合、発達状況などからみて特別の支援や配慮を必要としている。

調査票の記入・返送について

- この調査の対象となる方が世帯員におられる場合は、調査の対象となる方お一人につき1冊ずつ記入していただき、同封の返信用封筒（切手不要）にて返送していただきますようお願いいたします。
- ※対象となる方がお二人以上おられる場合は、追加して調査票をお送りしますので、下記の調査担当窓口までご連絡をいただきますようお願いいたします。
- 本調査は、12月15日時点の状況に基づいて記入してください。
- この調査票は、調査の対象となる方ご自身で記入してください。（ご本人のご意見をお聞きしたいので、お時間をかけてもできるだけご自身でご記入ください。）
- ご自身で記入できない方につきましては、ご家族の方、又は介護をしている方、信頼できる友人の方などが記入を手伝ってください。
(ご家族の方や介護をしている方などが記入される場合は、ご本人の意見を聞いて記入してください。ご自身で意思表示が困難な場合は、ご家族の方や介護をしている方が本人の意向を汲み取って代わりに記入することができます。)
- 点字やふりがなのない調査票を希望される方、回答や返送のお手伝いを希望される方、お尋ねになりたいことがある方は、下記の調査担当窓口までご連絡ください。

【調査担当窓口】
日本社会事業大学社会福祉学部 平野研究室
「障害者の生活実態及びニーズ等を把握するための調査手法に関する研究」研究班
TEL 080-2269-2292 FAX 042-496-3120
E-Mail ikizurasasiouchosa2010@yahoo.co.jp

- 本調査の記入方法についてご回答ください。（あてはまるもの1つに○をしてください。）

- 1 本人が自分で記入
- 2 本人の意思を「代筆」で記入
- 3 家族や介助者等が本人の意向を汲み取って代わりに記入

※ ご本人以外の方が回答を記入された場合は、記入された方とご本人との関係について、あてはまる方に○をしてください。

- 1 ご家族
- 2 その他()

とい
問 1 あなたの年齢をお答えください。

さい へいせい ねん がつ にちげんざい
歳 (平成 22 年 12 月 15 日現在)

とい
問 2 あなたの性別をお答えください。あてはまる方に○をしてください。

1 男性 2 女性

とい
問 3 あなたが現在お住まいの都道府県をお答えください。

と どうふ けん
都道府県

とい
問 4 あなたのお住まいの種類をお答えください。あてはまるもの 1 つに○をしてください。

1 自分の持ち家 (分譲 マンションを含む。)

2 家族の持ち家 (分譲 マンションを含む。)

3 民間賃貸住宅 (賃貸アパート・マンション)

4 社宅・職員寮・寄宿舎等の従業員宿舎

5 公営住宅

6 貸間 (部屋を借りての下宿)

7 グループホーム・ケアホーム・福祉ホーム等 (介護保険の認知症対応型グループホームや自治体独自の事業を含む。)

8 その他

とい いつしょ く かぞく こた
問5 一緒に暮らしているご家族をお答えください。あてはまるものすべてに○をしてください。

※グループホーム等に入居している人は回答する必要はありません。

- 1 配偶者
はいぐうしゃ
- 2 親
おや
- 3 子
こ
- 4 兄 弟姉妹
きょうだいし まい
- 5 その他
た
- 6 一人暮らし
ひとり ぐ

とい こんご く かんが
問6 今後、どのように暮らしたいと考えていますか。あてはまるもの1つに○をしてください。

- 1 現在と同じように暮らしたい
げんざい おな く
- 2 一人暮らしをしたい
ひとり ぐ
- 3 現在は一緒に住んでいない家族と一緒に暮らしたい (結婚等により新しい家族
げっこんとう あたら かぞく
といしょ く ば あい ふく
と一緒に暮らす場合を含む。)
と一緒暮らす場合を含む。)
- 4 グループホーム等で暮らしたい
し せつ はい
- 5 施設に入りたい
た
- 6 その他 ()
- 7 わからない

※「グループホーム等」とは、障害者自立支援法に基づくグループホームやケアホーム、福祉ホームの他、介護保険による認知症対応型グループホームや自治体独自の事業によるものを含みます。

【日常 生活の支障 に関する質問です。】

とい しょ う が い に ち じ ょ う せ い か つ し しょ う か ん し つ も ん
問 7 障 害 に よ り 日 常 生 活 上 の 支 障 が 生 じ は じ め た (支 障 が あ る と 気 づ い た)

の は 何 歳 ご ろ で す か。

に ち じ ょ う せ い か つ じ ょ う し しょ う し しょ う き
※ 日 常 生 活 の 中 で、 ご 自 身 が 不 自 由 と 感 じ た 年 齢、 又 は 家 族 が 気 付 い た 年 齢 を
き に ゆ う
記 入 し て く だ さ い。

1 歳 ご ろ

2 わ か ら な い

とい に ち じ ょ う せ い か つ じ ょ う し しょ う し しょ う き
問 8 日 常 生 活 上 の 支 障 が 生 じ は じ め た (支 障 が あ る と 気 づ い た) 後、 支 障 の 度

あ へ ん か
合 い は 変 化 し て い ま す か。 あ て は ま る も の 1 つ に ○ を し て く だ さ い。

1 変 化 し て い な い

2 支 障 が 大 き く な っ て い る

3 支 障 は 小 さ く な っ て い る

4 よ く な っ た り 悪 く な っ た り し て い る

5 わ か ら な い

とい か げ つ あ い だ し ょ う が い に ち じ ょ う せ い か つ お く う え し しょ う
問 9 お お む ね この 6 ヶ 月 の 間 に、 障 害 に よ り 日 常 生 活 を 送 る 上 での 支 障 は ど の
度 い ど し ょ う

程 度 生 じ ま し た か。 あ て は ま る も の 1 つ に ○ を し て く だ さ い。

し ょ う が い か ん け い し ょ う い ち じ て き か ゼ と う
※ 1 障 害 に 関 係 の な い 支 障 (一 時 的 な 風 邪 や ケ が 等) に よ る も の は 含 め
な い で く だ さ い。

に ゆ う い ん き か ん ば あ イ き か ん ふ く
※ 2 入 院 し て い た 期 間 が 有 る 場 合 は、 そ の 期 間 を 含 め な い で く だ さ い。

は せ い よ そ く し ょ う じ ょ う ほ つ さ と う け い ぞ く て き み ま も と う ひ つ よ う
※ 3 発 生 が 予 測 し に く い 症 状 (発 作 等) に よ り 繰 続 的 な 見 守り 等 が 必 要 な
ば あ イ ま い に ち
場 合 は、 每 日 と し て く だ さ い。)

1 ほ ぼ 每 日

2 3 ヶ 月 以 上

3 2 ヶ 月 以 上 3 ヶ 月 未 滿

4 1 ヶ 月 以 上 2 ヶ 月 未 滿

5 1 ヶ 月 未 滿

6 特 に 支 障 は な か っ た

とい
かげつ あいだ にちじょうせいかつ おく うえ し しょう
問 10 おおむねこの6ヶ月の間 の日常 生活を送る上での支障 はどのようなもの
でしたか。あてはまる状 態に○を1つしてください。

しょくじ 食 事をする	ひとり 1 一人でできる みまも こえか 3 見守りや声掛けがあればできる いちぶ かいじょ ひつよう 4 一部介助が必要	じかん 2 時間をかければ一人でできる ぜんぶ かいじょ ひつよう 5 全部介助が必要
しょくじ し たく あとかた 食 事の支度や後片 づ 付けをする	ひとり 1 一人でできる みまも こえか 3 見守りや声掛けがあればできる いちぶ かいじょ ひつよう 4 一部介助が必要	じかん 2 時間をかければ一人でできる ぜんぶ かいじょ ひつよう 5 全部介助が必要
いふく ちゃくだつ 衣服の着 脱をする	ひとり 1 一人でできる みまも こえか 3 見守りや声掛けがあればできる いちぶ かいじょ ひつよう 4 一部介助が必要	じかん 2 時間をかければ一人でできる ぜんぶ かいじょ ひつよう 5 全部介助が必要
はい 排せつをする	ひとり 1 一人でできる みまも こえか 3 見守りや声掛けがあればできる いちぶ かいじょ ひつよう 4 一部介助が必要	じかん 2 時間をかければ一人でできる ぜんぶ かいじょ ひつよう 5 全部介助が必要
にゅうよく 入 浴をする	ひとり 1 一人でできる みまも こえか 3 見守りや声掛けがあればできる いちぶ かいじょ ひつよう 4 一部介助が必要	じかん 2 時間をかければ一人でできる ぜんぶ かいじょ ひつよう 5 全部介助が必要
いえ なか い どう 家の中を移動する	ひとり 1 一人でできる みまも こえか 3 見守りや声掛けがあればできる いちぶ かいじょ ひつよう 4 一部介助が必要	じかん 2 時間をかければ一人でできる ぜんぶ かいじょ ひつよう 5 全部介助が必要
みまわ そじ せい 身の回りの掃除、整 り せいとん 理整頓をする	ひとり 1 一人でできる みまも こえか 3 見守りや声掛けがあればできる いちぶ かいじょ ひつよう 4 一部介助が必要	じかん 2 時間をかければ一人でできる ぜんぶ かいじょ ひつよう 5 全部介助が必要
せんたく 洗濯をする	ひとり 1 一人でできる みまも こえか 3 見守りや声掛けがあればできる いちぶ かいじょ ひつよう 4 一部介助が必要	じかん 2 時間をかければ一人でできる ぜんぶ かいじょ ひつよう 5 全部介助が必要
にちじょう か もの 日常 の買い物をす る	ひとり 1 一人でできる みまも こえか 3 見守りや声掛けがあればできる いちぶ かいじょ ひつよう 4 一部介助が必要	じかん 2 時間をかければ一人でできる ぜんぶ かいじょ ひつよう 5 全部介助が必要

金銭管理をする	1 ひとり 一人でできる みまも こえか 3 見守りや声掛けがあればできる いちぶ かいじょ ひつよう 4 一部介助が必要 けいけん き かい 6 経験がない・機会がない	2 ジカン ひとり 時間をかければ一人でできる せんぶ かいじょ ひつよう 5 全部介助が必要
服薬管理をする	1 ひとり 一人でできる みまも こえか 3 見守りや声掛けがあればできる いちぶ かいじょ ひつよう 4 一部介助が必要 けいけん き かい 6 経験がない・機会がない	2 ジカン ひとり 時間をかければ一人でできる せんぶ かいじょ ひつよう 5 全部介助が必要
自分の意思を伝える	1 だれ つた 誰にでも伝えることができる とくてい ひと つた 特定の人には伝えることができる とくてい ひと たい とくてい ことがら つた 特定の人にに対して特定の事柄について伝えることができる しゅわつうやくなど かいじょ つた 4 手話通訳等の介助があれば伝えることができる つた 5 伝えることができない	
相手の意思を理解する	1 だれ いし りかい 誰の意思でも理解することができます とくてい ことがら りかい 2 特定の事柄については理解することができます とくてい ひと とくてい ことがら いし りかい 3 特定の人の特定の事柄についての意思は理解することができます しゅわつうやくなど かいじょ あいて いし りかい 4 手話通訳等の介助があれば相手の意思を理解することができます りかい 5 理解することができない	
医療的ケア (通院や在宅における医療的な支援の必要性)	1 けいかんえいよう ひつよう 経管栄養が必要 2 たんの吸引が必要 どうよう ひつよう 3 導尿が必要 た 4 その他 ()	

ほかに、あなたが日常生活を送る上での支障はどのようなものがありますか。

じゆうきじゆつ
(自由記述)